

岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、市が実施主体となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）

ア 第1号訪問事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。）

(イ) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、緩和した基準によるサービスをいう。）

(ウ) 訪問型サービスB（第1号訪問事業のうち、住民主体による支援をいう。）

イ 第1号通所事業

- (ア) 介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち、改正法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。）
- (イ) 通所型サービスA（第1号通所事業のうち、緩和した基準によるサービスをいう。）
- (ウ) 通所型サービスB（第1号通所事業のうち、住民主体による支援をいう。）
- (エ) 通所型サービスC（第1号通所事業のうち、短期集中的に実施するサービスをいう。）
- ウ 第1号生活支援事業
- エ 第1号介護予防支援事業
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（対象者）

第5条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 省令第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）
- (3) 省令第140条の62の4第3号に規定する者

2 一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者及び当該サービス等に関わる者とする。

（総合事業の実施方法）

第6条 市長は、総合事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 指定事業者及び改正法附則第13条に規定する指定事業者の指定を受けたものとみなされる者による実施
- (2) 法第115条の47第5項に規定する委託

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助
(利用手続)

第7条 第1号事業を利用しようとするときは、岩倉市介護保険条例施行規則（平成12年岩倉市規則第9号）第13条の2第2項に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 被保険者証

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリストの結果

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターに利用手続を委託することができる。

(指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額)

第8条 指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額は、次に定める額とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額 別表第1に定める区分に応じ、単位数に1単位の単価を乗じて得た額

(2) 第1号介護予防支援事業に要する費用の額 別表第2に定める区分に応じ、単位数に1単位の単価を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第9条 第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、別表第3に定める区分に応じた額とする。

2 市長は、法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業を提供した事業者からの請求に基づき、当該利用者に代わり当該事業者に前項に規定する費用を支払うものとする。

3 前項に規定する支払があったときは、法第115条の45の3第4項の規定により、当該利用者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなすものとする。

(支給限度額)

第10条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、事業対象者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合等）により、市長が認めた場合は、支給限度額を要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額相当とすることができる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第11条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により愛知県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業について必要な事項は、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(利用料)

第13条 第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち、指定事業者が実施する場合の利用料は、第8条で算定された額の100分の10（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の20、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の30）に相当する額とする。

(指定事業者の申請)

第14条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働省告示」という。）別紙様式

第3号(4)により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第15条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項に規定する基準に基づき審査し、指定事業者として決定したときは、岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業者指定決定通知書(別記様式)により通知するものとする。

(指定事業者の指定の更新の申請)

第16条 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、厚生労働省告示別紙様式第3号(5)により行うものとする。

2 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(変更の届出等)

第17条 指定の申請事項の変更の届出は厚生労働省告示別紙様式第3号(1)により、第一号事業の再開に係る届出は厚生労働省告示別紙様式第3号(2)により、第一号事業の廃止又は休止に係る届出は厚生労働省告示別紙様式第3号(3)により行うものとする。

(指定の有効期間)

第18条 指定事業者の指定の有効期間(法第115条の45の6第2項に規定する有効期間をいう。)は、6年間とする。

(指導及び監査)

第19条 市長は、総合事業の適切な実施の確保のため、総合事業を実施する者に対して指導及び監査を行うことができる。

(指定事業者の指定の取消し等)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定事業者が、法第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って介護予防・日常生活支援サービス事業を行うことができなくなったとき。

(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。

(3) 指定事業者が、法第115条の45の7第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (4) 指定事業者又は当該事業者の指定に係る事業所の従業者が、法第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。
- (6) 指定事業者が、法若しくは法第115条の45の9第6号に規定する国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は平成30年8月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、適用日以後に行われた第1号事業支給費に適用し、適用日以前に行われた第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、この要綱による改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「新要綱」という。）別表第1の介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA並びに新要綱別表第2の介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）及び介護予防ケアマネジメントC（初回のみケアマネジメント）について、それぞれの所定単位数の合計に対して、1,000分の1,001（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入した数。ただし、その数が1単位未満となる場合は、その端数を切り上げた数）に相当する単位数を算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定に基づいて使用されている様式は、この要綱による改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定に基づいて使用されている様式は、この要綱による改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第8条関係）

区分		単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「令和3年厚生労働省告示第72号」という。）別表に定める単位数	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単位告示」という。）に定める岩倉市の地域区分における訪問介護の割合に10円を乗じて得た額
	訪問型サービスA	1月につき 週1回程度 1,016単位 週2回程度 2,030単位 週3回程度 3,220単位	
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	令和3年厚生労働省告示第72号別表に定める単位数	単位告示に定める岩倉市の地域区分における通所介護の割合に10円を乗じて得た額
	通所型サービスA	1月につき 事業対象者・要支援1 1,624単位 事業対象者・要支援2 3,273単位	

別表第2（第8条関係）

区分	算定条件	単位数	1単位の単価
介護予防ケア マネジメント A （原則的なケ アマネジメン ト）	利用者に対して介護予防ケアマネ ジメントA支援を行い、かつ、月の 末日において介護予防ケアマネジ メント依頼届出書を提出している 介護予防ケアマネジメント事業者 について、所定単位数を算定する。	令和3年厚 生労働省告 示第72号 別表に定め る単位数	単位告示に定 める岩倉市の 地域区分にお ける介護予防 支援の割合に 10円を乗じ て得た額
介護予防ケア マネジメント C （初回のみ のケアマネジ メント）	利用者に対して介護予防ケアマネ ジメントC支援を行い、かつ、月の 末日において介護予防ケアマネジ メント依頼届出書を提出している 介護予防ケアマネジメント事業者 について、所定単位数を算定する。	300単位	

別表第3（第9条関係）

区分		サービス事業費支給費
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	第8条第1項第1号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）
	訪問型サービスA	
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	第8条第1項第1号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）
	通所型サービスA	
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA 介護予防ケアマネジメントC	第8条第1項第2号に定める費用の額の100分の100